平成２１年（フ）第１８５４号
京都市西京区樫原平田町14番地の８　ＯＳ荘１Ｆ西２号室
債務者　平田　　和
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７４号
京都府木津川市南加茂台11丁目２番地12
債務者　松本　裕和
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９３号
京都市南区吉祥院池ノ内町15番地３　アポロ荘１号
債務者　髙﨑　順一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９４号
京都市南区吉祥院池ノ内町15番地３　アポロ荘１号
債務者　髙﨑　豊子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９２１号
京都市南区久世殿城町522番地６　メゾンとのしろ108号
債務者　高橋　玲菜
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４３号
京都府宇治市広野町小根尾64番地
債務者　清田　由香（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５１号
兵庫県神崎郡神河町野村353番地
債務者　北川眞佐美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７８６号
兵庫県姫路市家島町真浦420番地５
債務者　田中　常博
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７８７号
兵庫県姫路市家島町真浦420番地５
債務者　田中　淺子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７２０号
奈良市尼辻北町１番27―１―202号
債務者　今中　啓揮
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７３３号
奈良県大和郡山市西田中町544番地５
債務者　野村　昭子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３０４号
鳥取県鳥取市丸山町32番地
債務者　山本　令子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１８号
鳥取県鳥取市吉岡温泉町776番地８
債務者　青木　瑞恵
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５２３号
広島市東区曙４丁目４番27号
債務者　平岡正人こと　平岡　雅都
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６７７号
広島市東区矢賀新町２丁目４番21号
債務者　吉川金次郎こと　具　　敏會
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８１９号
広島市南区猿猴橋町６番２―301号
債務者　三原　代治
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８２７号
広島市南区堀越２丁目14番７号
債務者　橋本　哲也
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８３３号
広島市安佐南区伴東８丁目35番24号
債務者　藤原　梨沙（旧姓東條）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　広島地方裁判所民事第４部